

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1089））

2. 日時：平成30年6月28日 10時00分～11時15分

16時45分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階南奥会議室（午前）、8階企画課横会議室（午後）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他6名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の資料に基づき、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について説明があった。

（2）原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○その他の工事に含まれる重大事故等対処設備の工事件名を提示すること。

○間接工事費の主な内容を提示すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があり、同日午後、指摘を踏まえた資料が提出された。

6. その他

提出資料：

・ 東海第二発電所 新規制基準適合性に係る設置変更許可申請 その他